

京都市上下水道局告示第38号

京都市指定下水道工事業者規程第7条第2項第1号及び第2号の規定に基づき、次の者の京都市指定下水道工事業者の指定の効力を一時停止したので、同規程第31条第1項第2項の規定に基づき告示します。

平成17年12月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 指定効力停止業者

京都市伏見区深草西浦町三丁目12番地

株式会社池本工業所

代表取締役 高田 昌英

2 指定効力停止期間

平成17年12月22日から平成18年3月21日まで

(上下水道局下水道部管理課)